

事 務 連 絡

平成27年5月26日

(一社) 日本リネンサプライ協会 御中

厚生労働省健康局生活衛生課

マイナンバー（社会保障・税番号）制度の周知・広報への協力依頼について

本年10月以降、マイナンバーの付番・通知が始まり、来年1月からマイナンバーの利用が開始されます。

すべての国民、すべての事業者に関係するマイナンバー制度の施行に向け、貴団体におかれましても、別紙のマイナンバーに関する広報・普及啓発媒体もご活用いただき、会員等に対して、マイナンバー制度の周知・広報にご協力賜りたく、ご連絡申し上げます。（下記に対応例をお示ししています。）

※ 対応例

- 貴団体の機関紙、ホームページ、SNS（メルマガ、Facebook、twitter等）等を活用した情報発信
 - ・ 広報誌や機関誌にマイナンバー特集記事を掲載いただける場合には、原稿案を内閣官房から提供することも可能です
 - ・ マイナンバーホームページやコールセンターの紹介等の情報発信をご検討ください。
- 貴団体HPトップページにマイナンバーのバナー掲示
 - ・ 詳細は別紙をご覧ください。
- 関係業界内の説明会・勉強会の開催
- チラシその他の広報媒体の配付、活用

(参考) 周知広報関連資料の例

(社会保障・税番号制度 HP)

- ・ マイナンバー広報資料（サマリー版・全体版）
- ・ 事業主向けマイナンバー広報資料

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

(特定個人情報保護委員会 HP)

- ・ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン

<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/>

(厚生労働省 HP)

- ・ 事業主のみなさまへ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000063273.html>

(国税庁 HP)

- ・ 社会保障・税番号制度について

<https://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm>